

小規模事業者向けの補助金の公募がスタートしました

「販路開拓」経営計画書作成セミナーの開催

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し

50万円を上限に補助（補助率：2／3）する制度です。

- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。
- ・計画の作成や事業実施の際、商工会の指導・助言が受けられます。

経営計画書作成セミナー・施策説明会

説明会：平成29年4月26日（水）午後6時30分～（2時間程度）

場所：上郡町商工会館

講師：アドヴァリユー社会保険労務士事務所 所長 安藤都昭 氏

個別相談会：1事業3回まで無料でご相談が受けられます。

※専門家によるアドバイス（要日程調整）

【対象となる取り組みの例】

- ・販促用PR（チラシの作成・配布、新しくウェブサイトを構築）
- ・店舗改装 ・商談会、見本市への出展（国内、海外とも可）
- ・商品パッケージ（包装）の改良 ・新商品の開発
- ・ホームページの作成・リニューアル・看板 ・パンフレット 等

※詳細は必ず公募要領等をご確認ください。

◇本公募要領は兵庫県商工会連合会ホームページからダウンロードできます。

(URL) <http://www.shokoren.or.jp>

『お問い合わせ先』

〒678-1277

赤穂郡上郡町大持278

上郡町商工会：川畑、平井、田中

電話：0791-52-3710 FAX：0791-52-3833

主催 上郡町商工会

◆補助対象者

小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

- ・経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額上限 50万円

※複数の事業者が連携する場合、上限は100万円～500万円です。

※商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

※代表者が60歳以上（昭和32年4月1日以前生まれ）の場合、様式6「事業承継診断票（相対用）」の作成・提出が必要となります。

※採択予定数は約6,000件（商工会・商工会議所合計）です。

- ・第1次（商工会・商工会議所合計）：申請数36,986件、採択数14,549件、採択率39.3%

◆手続きの期限等

◇申請受付開始	平成29年4月14日（金）
◇都道府県商工会連合会（地方事務局）への申請書類一式の送付締切	平成29年5月31日（水）（締切当日消印有効）
◇事業実施期間	交付決定通知書受領後から、平成29年12月31日（日）まで

申 込 書

（フリカナ） 事業所名		
代 表 者		（受講者名）
住 所	〒 —	
連 絡 先	電話（ ） — / Fax（ ） —	